

## 神川町住宅リフォーム資金補助金

### 町内業者を利用して行う住宅リフォーム工事を補助します

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

町では地域経済の活性化と居住環境の向上を図るため、自らが居住する住宅をリフォーム工事する場合にその経費の一部を補助します。

**補助対象者** 次のすべてに該当する方

- ①神川町に居住し住民登録していること
- ②対象となる住宅の所有者であり、かつ居住していること
- ③町税等の滞納がないこと
- ④町で実施している他の同様の補助金等を受けていないこと

**補助対象工事** 次のすべてに該当する工事

- ①町内業者が施工する工事費20万円以上(税抜)の住宅リフォーム工事
  - 住宅の内装を修理または修繕する工事
  - 住宅の増改築(建替えを除く)または間取りを変更する工事
  - 居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改良工事 など
- ②補助金交付申請後、交付決定を受けてから着工し、年度内に工事完了報告書を提出できる工事

**補助金額** 工事費(税抜)の10%(千円未満切捨て)、上限10万円

**その他** 必ず工事着手前に申請してください。工事着手後の申請は補助対象外となります。  
申請額が予算限度額に達した時点で受付を終了します。



町ホームページ

## 神川町スポーツ少年団団員募集

問合せ 生涯学習課 生涯スポーツ担当 ☎0495-77-4651 FAX0495-77-5066

神川町スポーツ少年団には、球技5種目・武道2種目の合計7団体があり、日々活動に励んでいます。また、各団体の活動以外にチャレンジランキング大会や駅伝競走大会等の、全団参加のレクリエーションイベントも開催しています。

見学、体験は随時行っていますので、ぜひ一度足を運んでみてください。

※試合等のイベントや練習場所の都合により記載の曜日や場所で活動をしていない場合もありますので、見学・体験の際は生涯学習課までお問合せください。

| 団体名              | 活動日                                 | 活動場所                              |
|------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 少年野球             | 土:午前8時30分～午後3時30分<br>日:午前8時30分～午後1時 | 町営グラウンド野球場B                       |
| パルフェ(サッカー)       | 土・日:午前9時～正午<br>その他ナイター練習あり          | 土・日:町営グラウンドサッカー場<br>その他:町内小・中学校校庭 |
| ミニバスケットボール       | 火・木:午後6時30分～8時30分<br>土:午前9時～正午      | 火:丹荘小学校体育館<br>木・土:海洋センター体育館       |
| JVC(バレー)         | 水:午後7時～9時<br>土:午後1時～5時              | 海洋センター体育館                         |
| ドリームショット(バドミントン) | 水:午後7時～9時<br>土:午前9時～正午              | 水:神川中学校体育館<br>土:丹荘小学校体育館          |
| 少林寺拳法            | 月・金:午後7時～8時30分                      | 海洋センター体育館                         |
| 神武館空手道           | 火・木:午後7時～8時30分                      | 火:海洋センター体育館<br>木:海洋センター会議室        |

## 神川町くらし応援商品券 配布のお知らせ

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

町では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける町民の皆様の支援と、地域経済の活性化を図るため、「神川町くらし応援商品券」を発行します。全町民の方を対象に、申請不要で1人当たり1万円分の商品券を配布します。(国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用事業)



詳しくは町ホームページ  
をご覧ください。



**配布対象者**

- ①令和8年2月1日(基準日)時点で、町に住民登録のある方
  - ②①の方が属する世帯において、令和8年2月2日から3月31日までに出生により町に住民登録された方
- ※ 単身世帯であった方が死亡または町外へ転出した場合は対象外となります。

**配布内容** 1人当たり1万円(1,000円券×10枚)

**配布日** 3月末より世帯ごとにまとめて書留郵便で順次送付(配布には1か月程度かかる見込みです)

**使用期限** 令和8年9月30日まで(商品券が届いた方はすぐに使うことができます)

**使用できる店舗** 町内の登録店舗(取扱店一覧を商品券に同封して送付します)

### 商品券の取扱店を募集しています

商品券の取扱店を随時募集しています。登録された取扱店は町ホームページや神川町商工会ホームページに掲載します。詳しくは、神川町商工会までお問合せください。

【応募資格】町内の事業所や店舗 ほか

【申請方法】取扱店登録申請書に必要事項を記入し、神川町商工会に提出

【問合せ】神川町商工会 ☎0495-77-3181

## 狩猟免許の取得にかかる費用を一部補助します

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

新たに狩猟免許を取得し、有害鳥獣の捕獲活動に従事する意向のある方に費用の一部を補助します。

**補助対象** 次の全てに該当する方

- 町内に住所を有しており、交付申請日現在の年齢が65歳未満の方
- 町税等を完納している方
- 新たに狩猟免許(第一種銃猟免許・わな猟免許)を取得する方
- 免許取得後、児玉猟友会神川支部に加入し5年以上有害鳥獣の捕獲に取り組むことができる方

**補助金額**【第一種銃猟】上限20万円 【わな猟】上限5万円

※補助対象経費の中には、免許取得や関連装備品の取得に要した費用、児玉猟友会神川支部年会費を含みます。銃本体および免許の再取得に要した経費は対象になりません。

**申請に必要な書類** 交付申請書、誓約書、本人確認書類(写し)、町税に滞納のない証明書